## ◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁出 先 機 関教 育 機 関

新潟県教育委員会公印規程(昭和36年5月新潟県教育長訓令第6号)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員会公印規程第2条、第4条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月31日

教育長職務代理者印

教育次長印

## 新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中 太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表 に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には 当該改正後表を加える

該改正後表を加える。	.,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
改 正 後		改 正 前				
(公印の種類)		(公印の種類)				
第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、	、次に掲	第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲				
げるとおりとする。		げるとおりとする。				
職印		職印				
		(1) 教育委員会委員長印				
		(2) 教育委員会委員長職務代理者印				
<u>(1)</u> (略)		<u>(3)</u> (略)				
(2) 教育長職務代理者印						
<u>(3)</u> (略)		<u>(4)</u> (略)				
<u>(4)</u> (略)		<u>(5)</u> (略)				
<u>(5)</u> (略)		<u>(6)</u> (略)				
<u>(6)</u> (略)		<u>(7)</u> (略)				
<b>广印</b>		<b>广印</b>				
(1)~(4) (略)		$(1) \sim (4) \qquad (略)$				
2 (略)		2 (略)				
(八石の笠田)						
(公印の管理)		(公印の管理)				
第4条(略)		第4条 (略)				
2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。) は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲		2 公印の管理に関する事務(公印の登録を除く。) は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲				
げる者(以下「管理者」という。)が処理		げる者(以下「管理者」という。)が処理するもの				
17 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 2 50	りる有(以下「自座有」という。)が一処理するものとする。				
	細巨					
教育委員会印 総 務	課長	教育委員会委員長印 総務課長				
教育長印		教育委員会委員長職務代理				

者印

教育委員会印

教育長印 教育次長印

課長印	課印	当	該	課	長
(略)					

別表

公印のひな形及び寸法

第1 ひな形

職印

会 教育長

代理者印教育長職務

(略)

庁印 (略)

備考

1 • 2 (略)

3 昭和36年5月1日以後新調(まめつによる 新調、改刻を含む。)する公印については、次 のひな形により左横書きに刻印するものとす

## 第2 寸法

公印の種類	寸 法 方 ミ リ メートル	用途
職印		
教育長印	23	
教育長職務代理者印	23	
教育次長印	23	
(略)	(略)	

 課長印 課印
 当 該 課 長

 (略)

別表

公印のひな形及び寸法

第1 ひな形

職印

委員長員長印会

務代理者印 養 員 長 職 親 県 教

会教育長

(略)

庁印 (略)

備考

1 • 2 (略)

3 昭和36年5月1日以後新調(まめつによる 新調、改刻を含む。)する公印については、次 のひな形により左横書きに刻印するものとす る。

新湯県教合教社亩課

## 第2 寸法

公印の種類	寸 法 方 ミ リ メートル	用途
職印		
教育委員会委員長印 教育委員会委員長職務	23	
代理者印	23	
教育長印	23	
教育次長印 (略)	23 (略)	